

情報公開法 (試案)

1997年3月

日本弁護士連合会

第三節 審査請求の手続（第四十一条—第五十一条）
第四節 訴訟（第五十二条—第五十四条）
第六章 情報公開制度運営委員会（第五十五条—第七十条）
第七章 地方公共団体の情報公開（第七十一条）
第八章 総則（第七十二条—第七十五条）
附則

第三節 審査請求の手続（第四十一条—第五十一条）
第四節 訴訟（第五十二条—第五十四条）
第六章 情報公開制度運営委員会（第五十五条—第七十条）
第七章 地方公共団体の情報公開（第七十一条）
第八章 総則（第七十二条—第七十五条）
附則

をいう。

三 情報 実施機関が保有する文書

図画、写真、マイクロフィルム、録音テープ、磁気テープ、光ディスクその他すべての媒体（以下「文書等」という。）及び媒体に記録された情報をいう。

第一節 総則
(情報公開請求権)

第六条 何人も、実施機関、衆議院、参議院及び最高裁判所その他の裁判所並びに地方公共団体等に対し、その保有する情報の公開を請求する権利を有する。

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、この法律の目的に鑑み、情報の公開を請求する者の権利が十分に尊重されるようにこの法律を解釈し運用するものとする。

(利用者の責務)

第四条 情報の開示を受けた者は、情報の適正な使用に努めなければならない。（実施機関以外の機関）

第五条 衆議院及び参議院は、それぞれ各議院の情報開示請求手続、情報の開示義務とその公開除外事項その他情報の公開に必要な事項を各議院規則で定めるものとする。

2 最高裁判所は、最高裁判所その他の裁判所の情報開示請求手続、情報の開示義務とその公開除外事項その他情報の公開に必要な事項を最高裁判所規則で定めるものとする。

3 地方公共団体は、地方公共団体等の情報開示請求手続、情報の開示義務とその公開除外事項その他情報の公開に必要な事項を条例で定めるものとする。

4 実施機関の長は、前項本文の決定をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、請求者に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が開示しない旨の決定であるときは、その理由と併せて不服申立てができることを通知しなければならない。

第二節 情報の開示請求及び決

(開示請求手続と決定)

第七条 情報の開示請求は、情報の閲覧又は複写の方法により、政令で定めるところに従って、現に当該情報を所持し又は保管している実施機関の長に対してしなければならない。

2 実施機関の長は、前項の請求を受けた日から二週間以内に当該請求に係る情報を開示するかどうかについて決定しなければならない。ただし、当該期間内に当該決定をすることができないときは、その理由及び同項の請求を受けた日から三十日を限度として当該決定をできることができる時期を請求者に直ちに通知しなければならない。

3 実施機関の長は、前項本文の決定をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、請求者に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が開示しない旨の決定であるときは、その理由と併せて不服申立てができることを通知しなければならない。

第一節 情報の開示請求及び決

第二節 情報の開示請求及び決

第三節 情報の開示請求及び決

第四節 情報の開示請求及び決

第五節 情報の開示請求及び決

第六節 情報の開示請求及び決

第七節 情報の開示請求及び決

第八節 情報の開示請求及び決

第九節 情報の開示請求及び決

第十節 情報の開示請求及び決

第十一節 情報の開示請求及び決

第十二節 情報の開示請求及び決

第十三節 情報の開示請求及び決

第十四節 情報の開示請求及び決

第十五節 情報の開示請求及び決

第十六節 情報の開示請求及び決

第十七節 情報の開示請求及び決

第十八節 情報の開示請求及び決

第十九節 情報の開示請求及び決

第二十節 情報の開示請求及び決

第二十一節 情報の開示請求及び決

第二十二節 情報の開示請求及び決

第二十三節 情報の開示請求及び決

第二十四節 情報の開示請求及び決

第二十五節 情報の開示請求及び決

第二十六節 情報の開示請求及び決

第二十七節 情報の開示請求及び決

第二十八節 情報の開示請求及び決

第二十九節 情報の開示請求及び決

第三十節 情報の開示請求及び決

第三十一節 情報の開示請求及び決

第三十二節 情報の開示請求及び決

第三十三節 情報の開示請求及び決

第三十四節 情報の開示請求及び決

第三十五節 情報の開示請求及び決

第三十六節 情報の開示請求及び決

第三十七節 情報の開示請求及び決

第三十八節 情報の開示請求及び決

第三十九節 情報の開示請求及び決

第四十節 情報の開示請求及び決

第四十一節 情報の開示請求及び決

第四十二節 情報の開示請求及び決

第四十三節 情報の開示請求及び決

第四十四節 情報の開示請求及び決

第四十五節 情報の開示請求及び決

第四十六節 情報の開示請求及び決

第四十七節 情報の開示請求及び決

第四十八節 情報の開示請求及び決

第四十九節 情報の開示請求及び決

第五十節 情報の開示請求及び決

第五十一節 情報の開示請求及び決

第五十二節 情報の開示請求及び決

第五十三節 情報の開示請求及び決

第五十四節 情報の開示請求及び決

第五十五節 情報の開示請求及び決

第五十六節 情報の開示請求及び決

第五十七節 情報の開示請求及び決

第五十八節 情報の開示請求及び決

第五十九節 情報の開示請求及び決

第六十節 情報の開示請求及び決

第六十一節 情報の開示請求及び決

第六十二節 情報の開示請求及び決

第六十三節 情報の開示請求及び決

第六十四節 情報の開示請求及び決

第六十五節 情報の開示請求及び決

第六十六節 情報の開示請求及び決

第六十七節 情報の開示請求及び決

第六十八節 情報の開示請求及び決

第六十九節 情報の開示請求及び決

第七十節 情報の開示請求及び決

第七十一節 情報の開示請求及び決

第七十二節 情報の開示請求及び決

第七十三節 情報の開示請求及び決

第七十四節 情報の開示請求及び決

第七十五節 情報の開示請求及び決

第七十六節 情報の開示請求及び決

第七十七節 情報の開示請求及び決

第七十八節 情報の開示請求及び決

第七十九節 情報の開示請求及び決

第八十節 情報の開示請求及び決

第八十一節 情報の開示請求及び決

第八十二節 情報の開示請求及び決

第八十三節 情報の開示請求及び決

第八十四節 情報の開示請求及び決

第八十五節 情報の開示請求及び決

第八十六節 情報の開示請求及び決

第八十七節 情報の開示請求及び決

第八十八節 情報の開示請求及び決

第八十九節 情報の開示請求及び決

第九十節 情報の開示請求及び決

第九十一節 情報の開示請求及び決

第九十二節 情報の開示請求及び決

第九十三節 情報の開示請求及び決

第九十四節 情報の開示請求及び決

第九十五節 情報の開示請求及び決

第九十六節 情報の開示請求及び決

第九十七節 情報の開示請求及び決

第九十八節 情報の開示請求及び決

第九十九節 情報の開示請求及び決

第一百節 情報の開示請求及び決

第一百一節 情報の開示請求及び決

第一百二節 情報の開示請求及び決

第一百三節 情報の開示請求及び決

第一百四節 情報の開示請求及び決

第一百五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

第一百十四節 情報の開示請求及び決

第一百十五節 情報の開示請求及び決

第一百六節 情報の開示請求及び決

第一百七節 情報の開示請求及び決

第一百八節 情報の開示請求及び決

第一百九節 情報の開示請求及び決

第一百十節 情報の開示請求及び決

第一百十一節 情報の開示請求及び決

第一百十二節 情報の開示請求及び決

第一百十三節 情報の開示請求及び決

4 実施機関の長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る情報を所持し又は保管していないときは、

次項の規定により移送する場合を除き、当該請求の日から一週間以内に請求を却下し、その旨を請求者に通知しなければならない。

5 実施機関の長は、第一項の請求に係る情報を他の実施機関が所持し又は保管していると認めるときは、その旨を教示するとともに、請求者の申立てがあるときは、当該開示請求を他の実施機関に移送しなければならない。

(第三者保護のための手続)

第八条 開示請求をされた情報が国・地方公共団体及びその開示請求をした者以外の者に関する情報を含む場合には、実施機関の長は、開示請求に対する決定をするに先立ち、その情報が含まれている者(以下「第三者」という。)に意見を述べる機会を与えることができる。

(費用の負担)

第九条 情報の閲覧については無料とし、複写に要する費用及び送料については、政令で定めるところにより、請求者がその費用を負担するものとする。ただし、情報の開示が請求者の営利的利益にならない場合には、複写に要する費用は、政令で定めるところにより、減免することができる。

(第三節 開示義務及びその例外)

(情報の開示義務)

第十一条 実施機関の長は、情報の開示の請求があつた場合は、当該開示請求に係る情報がこの法律により閲覧又は複写させないことができるものとされている情報(以下「公開除外情報」とい

う。)に当該するときを除き、開示請求をした者に対し、当該情報を開覧又は複写させなければならない。

2 実施機関の長は、開示請求に係る情報が公開除外情報に該当する場合においても公益上の必要その他正当な理由があるときは、当該情報を閲覧又は複写させなければならない。

(個人情報のうち公開除外とするもの)

第十二条 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が著しく損なわれるものが明らかなものについては、当該情報を閲覧又は複写させないことがある。

(個人の思想、信条、宗教、職業、取引、経歴、犯罪、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他の個人のプライバシーに関する情報であつて、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれのあるものについて

は、当該情報を閲覧又は複写させない

ことができる。ただし、次の情報を除く。

一 法令の規定により又は慣行として、何人でも閲覧することができるところに

れでいる情報

二 公表を目的とし又は公にすることを予定して作成し又は取得した情報

三 法令の規定に基づく許可、免許、届出等に際して作成し又は取得した情報で、公益上の必要その他正当な理由により公開することが必要なものについては、当該情報を閲覧又は複写させ

の

四 公務員又は公務員であった者の職務又は地位及び氏名に関する情報

五 当該個人が公開することを承諾した情報(当該個人が請求する場合を含む。)

(企業情報のうち公開除外とするもの)

(企業情報のうち公開除外とするもの)

(防衛情報のうち公開除外とするもの)

第十四条 犯罪捜査に関する情報であつて、公開することにより、犯罪捜査の目的を失うことが明らかであるものについては、当該情報を閲覧又は複写させないことができる。

(防衛情報のうち公開除外とするもの)

第十五条 わが国の防衛に関する情報(以下「防衛情報」という。)であつて、公開することにより、国民の生命、身体、財産を害し、防衛の目的を失うことが明らかであるものについては、当該情報を閲覧又は複写させないことができる。

(外交情報のうち公開除外とするもの)

第十六条 わが国と他国との間で現に外交交渉の過程にある案件に関する情報(以下「外交情報」という。)であつて、公開することにより、当該外交交渉の目的を失うことが明らかであるものについては、当該情報を閲覧又は複写させない

ことができる。

(外交情報のうち公開除外とするもの)

第十七条 第十一条から前条までに規定する情報に準ずる情報であつて、法律によって具体的に公開することができないと定められ、かつ公開することにより情報を非公開とした法律の目的達成ができないことが明らかものにつ

いては、当該情報を閲覧又は複写させ

複写させないことができる。

(犯罪捜査情報のうち公開除外とするもの)

(防衛情報のうち公開除外とするもの)

(外交情報のうち公開除外とするもの)

(外交情報のうち公開除外とするもの)

第十八条 第十一条から前条までに規定する情報に準ずる情報であつて、法律によって具体的に公開することができないと定められ、かつ公開することにより情報を非公開とした法律の目的達成ができないことが明らかものにつ

いては、当該情報を閲覧又は複写させ

ないことができる。

第一回 亂世の立証責任

第十八条　顯示を請求された情報が第十一
一条から前条までの規定により閲覧又
は複写させないができるものに該
当することとの立証責任は、実施機関が
負担する。

第四節 情報の部分的開示及び

卷之三

第十九条 開示を請求された情報中に公開除外情報が含まれる場合は、実施機関は、当該公開除外情報に該当する部分を除く他の部分の情報を開示しなければならない。

第三章 情報の適正管理

(情報管理基準と情報開示担当機関)
第一十二条 内閣は、政令で定めると、

第二十条 作成し又は入手した日から十年を経過した防衛情報及び外交情報については、第十五条及び第十六条の規定は適用しない。

情報の期限後開示

第二十一条 内閣は、政令で定めるとこ
ろにより、各実施機関において情報が
適正に管理されるよう、情報管理に關
する基準（以下「情報管理基準」とい
う。）を定めなければならぬ。
前項の情報管理基準には、次の事項
を定めなければならない。

よって行うことを原則とすること。

ただし、緊急やむを得ない理由により、口頭その他文書等以外の方法により処理したときは、事後速やかに処理内容を文書等に記録すること。

一 文書等の収受、保管、決裁、供質、保存及び廃棄に関する基準

二 文書等の収受、保管、決裁、供質、作成義務並びに作成基準

三 文書等の収受、保管、決裁、供質、保存及び廃棄についての各記録簿の基準

四 国立公文書館に移管すべき文書等の基準

五 その他情報を適正に管理するため必要な事項

六 情報開示専門官に関する事項は、政令で定める。

(情報検索の資料)

第一十二条 実施機関の長は、請求者の検索の用に供するため、その保有する情報の検索を的確に登載し、た日録等の資料(以下「検索資料」という)を作成し、これを一般の閲覧及び複写に供さなければならぬ。

実施機関の長は、検索資料に、情報

2 実施機関の長は、検索資料に、情報

3 実施機関の長は、公開除外情報であつても、当該情報を特定することができると、情報の種類及び件名は登載しなければならない。ただし、情報の種類及び件名を登載することにより第十一條から第十七条までの規定により公開除外として保護される利益が当該情報を開示した場合と同様に害されることとなるときに、情報公開制度運営委員会が登載しないものと決めたものについては、実施機関の長は、情報の種類及び件名に代えて、情報を特定することができる番号・記号その他符号を登載することができる。

4 実施機関の長は、情報管理及び情報開示事務を行正に行うため、情報開示専門官を置くものとする。

5 実施機関の長は、情報を閲覧するための場所及び複写に必要な設備を設置しなければならない。

第四章 情報サービスセンター

(情報サービスセンター)

第一十三条 実施機関の保有する情報の閲覧及び複写に関する事務(以下「情報開示事務」という)に関して、請求者の利便に資するため、都道府県ごとに情報サービスセンターを置く。

2 情報サービスセンターは、情報開示事務に関する、次の業務を行う。

一 実施機関の長の作成した検索資料を備えて、一般の閲覧及び複写に供すること。

の種類、件名、内容の要旨、情報の作

の種類、件名、内容の要旨、情報の作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日を記入する。

年月日並びに保管する期間及び場所を、
当該情報を入手し又は作成した日から

二箇月以内に登載しなければならない。

実施機関の長は、公關除外情報であつても、当該情報を特定することができ

五 その他政令で定める情報開示事務

第五章 不服申立了

第一節 総則

(不服申立て)

第八条に規定する第三者で同条の開示決定に不服があるものは、行政情報開示不服審査会に対し、審査請求をすることができる。

第二節 行政情報開示不服審査会

(設置)

七

とする業務を行つてはならない。

(規則の制定)

第三十八条 行政情報開示不服審査会は、

その内部規律、事件の審理手続その他
の事項に関する必要な手続について規
則を定めることができる。

(給与)

第三十九条 委員の給与は、別に法律で

定める。

(事務局)

第四十条 審査会に事務局を置く。

2 事務局の職員の定員その他事務局に
関する事項は、政令で定める。

(第三節 審査請求の手続)

(審査請求書の副本の送付)

第四十一条 審査会は、非開示決定に対
する審査請求を受理したときは、審査

請求書の副本を実施機関の長に送付し
なければならない。

2 審査会は、必要があると認めるとき

は、利害関係人に審査請求書の副本を
送付することができる。

3 審査会は、開示決定に対する審査請
求を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

(審理の期日及び場所)

第四十二条 審査会は、審理の期日及び

場所を定め、原処分をした実施機関の

長、審査請求者及び第三者（以下この

節において「当事者等」という。）に
通知しなければならない。

2 審査会は、必要があると認めるとき

は、利害関係人に審理の期日及び場所
を通知することができる。

3 第一項の審理の場所は、審査請求者

の利便を考慮して定めなければならない。

(審理の公開)

第四十三条 審理は公開し、口頭審査に
て行う。

(審理の指揮)

第四十四条 審理の指揮は、審査長が行
う。

(意見の陳述等)

第四十五条 当事者等及びその代理人は、
審理の期日に出頭して意見を述べること
ができる。この場合において、当事者等又は
その代理人は、審査会の許可を得て、補佐人
と共に出頭することができる。

(第三者保護のための手続)

第四十六条 情報の非開示決定に対する
審査請求がある場合において、当該情
報が第三者に関する情報を含む場合に
おいて、当該情

報を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

2 審査会は、開示決定に対する審査請
求を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

3 審査会は、利害関係人に審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

2 審査会は、開示決定に対する審査請
求を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

3 審査会は、利害関係人に審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

2 審査会は、開示決定に対する審査請
求を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

3 審査会は、利害関係人に審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

2 審査会は、開示決定に対する審査請
求を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

3 審査会は、利害関係人に審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

2 審査会は、開示決定に対する審査請
求を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

3 審査会は、利害関係人に審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

2 審査会は、開示決定に対する審査請
求を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

3 審査会は、利害関係人に審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

2 審査会は、開示決定に対する審査請
求を受理したときは、審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

3 審査会は、利害関係人に審査請求書の副
本を実施機関の長及び開示請求者に送
付しなければならない。

請求者に交付しなければならない。

検索資料に登載しないものとする。
(合議の非公開)

第四十九条 審査会の合議は、公開しな

い。書面の内容を文書図画として再生し
たものを含む。次項において同じ。)

(審査請求の処理)

第五十条 第四一条の審査請求に係る裁

決は、審査請求を受理した日から起算
して六十日以内にするように努めなけ
ればならない。

(不服申立ての制限)

第五十一条 この節の規定により審査会

がした処分については、行政不服審査
法による不服申立てをすることができ
ない。

(土地管轄)

第五十二条 行政情報の開示に関する處
分の取消しの訴え及び当該処分に係る
裁判の取消しの訴えは、原告の住所地
の裁判所に提起することができる。

(審理)

第五十三条 裁判所は、実施機関の長に
対し、非開示とした情報の内容につい
て、当該情報の表題、記載された事項
の項目及び公開除外理由について、裁
判所の指定する方式により分類・整理

することその他の方法により、文書に
よる説明を求めることができる。

2 前項の場合において、実施機関の長

の説明によつては当該情報が公開除外
情報に該当するか否かの判断ができる
ときは、裁判所は、原告の申立てに

方法により、文書で説明を求めるこ
とができ、かつ、当該文書の副本を審査
について、開示請求の対象とせず、
の説明によつては当該情報が公開除外
情報に該当するか否かの判断ができる
ときは、裁判所は、原告の申立てに

より又は職権で、実施機関の長に対し、記載事項の項目及び内容について説明の補充を求めることができる。

3 裁判所は、前項の補充説明にもかかわらず、なお当該情報が公開除外情報に該当するか否かの判断ができないときは、原告の申立てにより、実施機関の長に対し当該情報の提出を求め、公開の法廷において、当事者の立会いなしで当該情報を閲覧することができる。

4 裁判所は、前項の閲覧を行ったときは、実施機関の長の説明文書の記載項目及び内容を検証した結果を調書に記載するものとし、当事者は調書を閲覧し、及び複写することができるものとする。

(訴訟の処理)

第五十四条 第五十五条の訴えに係る判決は、事件を受理した日から起算して九十日以内にするよう努めなければならない。

第六章 情報公開制度運営委員会

(情報公開制度運営委員会)

第五十五条 情報公開制度の適正な運営を確保することによりこの法律の目的を達成するため、情報公開制度運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。
(所轄事務)

第五十六条 委員会は、この法律の規定に基づく事務のほか、次の各号に掲げる事務を行う。

一 情報管理基準、情報公開の手続そ

の他の事項につき調査、研究及び審議を行い、並びに情報公開制度の目的を達するために実施機関に対し指導及び建議をすること。

二 実施機関の長が第二十二条第三項ただし書に基づき、情報を特定することができる情報の種類及び件名を登載しないものとするにあたり、登載しないものとする決定。

三 年に一回以上、各実施機関の情報の取扱いに関する事項及び委員会の活動状況を国会及び内閣に報告するとともに、その報告の内容を公示すること。

四 この法律の改正に関し、国会及び内閣に対し意見を提出すること。

五 その他情報公開制度の維持及び改善のために必要な事項。

(職務の独立性)

第五十七条 委員会の委員長及び委員は独立してその職務を行う。

(組織、委員の任命)

第五十八条 委員会は、委員長及び委員十四名で組織する。

2 委員のうち七人は、非常勤とすることができる。

3 委員長及び委員は、国会議員以外の者で、参議院議員の被選挙権を有する者の中から、国会の議決による指名に

基づいて、内閣総理大臣が任命する。
4 第二十七条第二項及び第三項の規定は、委員の任命について準用する。

(任期)

第五十九条 委員長及び委員の任期は五年とする。

(身分保障)

第六十条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

(服務)

第六十一条 委員長及び委員は、職務上を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他の行為があると認められたとき。

四 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

五 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

六 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六十二条 委員会の会務の処理は、委員の全員の会議の議決によるものとする。

(委員会の活動の開始)

第六十三条 委員長及び委員は、委員会に対し、適切な措置をとるべきことを申立てることができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会が第六十条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかる出席した委員のうちの本人を除く全員の一数がなければならない。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の活動の開始)

第六十四条 この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、何人も、委員会に対し、適切な措置をとるべきことを申立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 第一項の規定による申立てが、情報

公開制度運営委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘要してなされた場合において、適切な措置をとり、又は措置をとらなければならないこととしたときは、委員会は、速やかに、その旨を当該申立てをした者に通知しなければならない。

(強制処分)

第六十五条 委員会は、必要な調査をするため、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 実施機関の職員又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 実施機関の職員、職員であつたもの及び関係者に対する、実施機関の情報を記録した情報媒体の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

三 実施機関その他必要な場所に立ち入り、情報媒体の存在又は不存在の状況、実施機関の保有する情報の管理状況、検索資料への登載状況及び開示手続の運営状況を検査すること。

2 委員会が相当と認めるときは、命令の定めるところにより、委員会の職員を指定し、前項の処分をさせることができること。

3 前項の規定により職員に入検査をさせる場合においては、これに身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない。

(違反者に対する措置、措置の勧告)

第六十六条 委員会は、この法律の規定

に違反する事実があると思料するときは、適切な措置をとることができる。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為があると認めるときは、当該行為をしている実施機関の長に対し、情報の管理、検索資料への登載、情報の公開、開示手続の適正化その他の適正な措置をとるべきことを勧告しなければならない。

3 该行為をしていてる実施機関の長に対し、当該行為があると認めるときは、当該行行為をしていてる実施機関の長に対し、情報の管理、検索資料への登載、情報の公開、開示手続の適正化その他の適正な措置をとるべきことを勧告しなければならない。

一 情報管理基準に従った情報の管理をしなかったとき。

二 検索資料に登載すべき情報を不登載としたとき。

3 前項の規定による勧告を受けた実施機関の長は、委員会に対し、当該勧告を応諾するかしないかを遅滞なく回答しなければならない。

(勧告内容の公表、国会に対する報告)

第六十七条 実施機関の長が前条の勧告に従わなかつたときは、委員会は、速やかに、その違反の是正の具体的方策を示して勧告内容を公表し、かつ国会に報告しなければならない。

(規則の制定)

第六十八条 情報公開制度運営委員会は、その内部規律及びその権限に属する事務に関する、規則を定めることができる。

(給与)

第六十九条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第七十条 委員会に事務局を置く。

2 事務局の職員の定員その他事務局に関する事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び第七十五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員に関する特例)

第二条 第五章及び第六章の規定の施行後最初に任命される行政情報開示不服審査会及び情報公開制度運営委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために国会の指名を得ることができないときは、第五十七条第一項及び第三項の規定の例(第五十八条第四項で準用する場合を含む。)による。

3 第五章の規定の施行後最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員の任期は、第二十八条第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指名するところにより、五人は一年、五人は三年、五人は三年とする。

4 第六章の規定の施行後最初に任命される情報公開制度運営委員会の委員の任期は、第五十九条の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指名するところにより、四人は一年、五人は三年、五人は五年とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び第七十五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員に関する特例)

第二条 第五章及び第六章の規定の施行後最初に任命される行政情報開示不服審査会及び情報公開制度運営委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために国会の指名を得

ことができるときは、第五十七条第一項及び第三項の規定の例(第五十八条第四項で準用する場合を含む。)による。

3 第五章の規定の施行後最初に任命される行政情報開示不服審査会の委員の任期は、第二十八条第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指名するところにより、五人は一年、五人は三年、五人は三年とする。

4 第六章の規定の施行後最初に任命される情報公開制度運営委員会の委員の任期は、第五十九条の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指名するところにより、四人は一年、五人は三年、五人は五年とする。

5 第六章の規定の施行後最初に任命される情報公開制度運営委員会の委員の任期は、第五十九条の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指名するところにより、四人は一年、五人は三年、五人は五年とする。

法律第百一十号) の一部を次のように改定する。

第三条第一項中「委員会」の下に、「審査会」を加える。

第六条中「委員長とし」の下に、「審査会の長は審査会長とし」を加える。

第七条第七項中「委員会」の下に、「及び審査会」を加える。

第七条及び第十二条第三項中「委員長」の下に、「審査会の会長」を加える。

第十三条第一項及び第十四条中「各委員会」の下に、「審査会」を加える。

第十九条第一項中「委員会」の下に、「及び審査会」を加え、同条第二項中「若しくは委員会」を「委員会若しくは審査会」に改め、同条第三項中「又は委員会」を「委員会又は審査会」に改める。

別表第一の中欄名中「委員会」を

「委員会又は審査会」に、同表第一委員会名の欄中「公害等調整委員会」を

「公害等調整委員会」に、「行政情報開示不服審査会 情報公開制度運営委員会」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の三の次に次の二号を加える。

十一 行政情報開示不服審査会

の常勤の委員

十二の五 情報公開制度運営委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第十八号の三の次に次の二号を加える。

十八の四 行政情報開示不服審査会の非常勤の委員

十八の五 情報公開制度運営委員会の非常勤の委員

提出する理由である。
この法律の施行に要する経費
この法律の施行に要する経費は、平年度
約 円の見込みである。

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「公害等調整委員会委員長」に、「公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員」を「公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員・行政情報開示不服審査会の常勤の委員 情報公開制度運営委員会の常勤の委員」に改める。

理由

国民主権のもと、国民主権を適切・効果的に行使するためには、その前提として、国民の知る権利を保障することが必要である。そのためには、国政の情報報を国政の信託者である国民に対し広く公開することが不可欠であるがゆえに、国政の情報の公開の総合的な推進に関する国政機関の責務及び国政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、国政の情報の公開に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を